

平成20年度 不納欠損額の内容と理由に関する調べ

担当課: 市民税課

(単位:円)

款	項	目	節	不納欠損額	名称	内容			理由	
						(5年時効)	(停止3年)	(即時消滅)		
1	1	1	1	63,269	個人市民税(現年課税分)	0件	0件	2件	督促、催告、臨戸徴収を実施し、再三にわたり納税指導を行ったものであるが、地方税法第18条第1項に規定される5年間の時効による徴収権の消滅に該当するもの並びに同法第15条の7に規定される滞納処分の停止3年継続による徴収権の消滅及び納税義務の即時消滅に該当するものを不納欠損処理したものである。	
			2	19,221,385	個人市民税(滞納繰越分)	380件	18件	19件		
	2	2	2	1,171,800	法人市民税(滞納繰越分)	28件	0件	0件		
			2		28社	0社	0社			
	2	1	1	417,484	固定資産税(現年課税分)	0件	0件	3件		
			2	23,230,467	固定資産税(滞納繰越分)	0件	0件	3人社		
	3	1	1	1	1,000	軽自動車税(現年課税分)	193件	33件		14件
				2	892,169	軽自動車税(滞納繰越分)	94人社	10人社		7人社
	5	1	1	1	63,316	都市計画税(現年課税分)	0件	0件		1件
				2	3,352,329	都市計画税(滞納繰越分)	0人	0人		1人
			2			242件	7件	13件		
						176人社	2人	4人		
			1			0件	0件	3件		
			2			0件	0件	3人社		
			1			193件	33件	14件		
			2			94人社	10人社	7人社		

平成20年度 不納欠損額の内容と理由に関する調べ

担当課: 保育課

(単位:円)

款	項	目	節	不納欠損額	名称	内容	理由
12	1	2	2	715,200	保育園保育料	保育園滞納繰越分(平成14年度以前分) 6件	督促状及び催告状により、保育料未納者整理を、継続的に実施しているが、転出先不明等により、地方税法第18条の規定による時効となったため。

平成20年度 不納欠損額の内容と理由に関する調べ

担当課: 学校教育課

(単位:円)

款	項	目	節	不納欠損額	名称	内容	理由
12	1	3	4	876,100	給食費負担金(滞納繰越分)	平成17年度以前の給食費滞納繰越分 (25件)	臨戸徴収等を実施し、納付指導を行って来たが徴収困難なため、民法第173条第1項第3号により不納欠損処分したものである。

平成20年度 不納欠損額の内容と理由に関する調べ

担当課: 国保年金課(国民健康保険特別会計)

(単位:円)

款	項	目	節	不納欠損額	名称	内容	理由	
1	1	1	1	31,731	一般被保険者国民健康保険税	(5年時効) (3年消滅) (即時消滅) 550件 31件 33件	督促、催告、臨戸徴収等を実施し、再三に渡り納税指導を行ったものであるが、地方税法第18条第1項に規定される5年間の時効による徴収権の消滅に該当するもの及び同法第15条の7に規定される納税義務の即時消滅に該当するものを不納欠損処理をしたもの。	
					医療給付費 現年課税分	63,536,443 1,100,660 2,701,987		
				10,311	一般被保険者国民健康保険税			
					後期高齢者支援金 現年課税分			
				4,658	一般被保険者国民健康保険税			
				介護納付金 現年課税分				
				4	61,282,839	一般被保険者国民健康保険税		
				医療給付費 滞納繰越分				
				5	4,143,912	一般被保険者国民健康保険税		
				介護納付金 滞納繰越分				
	2	4	1,850,015	退職被保険者等国民健康保険税				
			医療給付費 滞納繰越分					
	5	4	15,624	退職被保険者等国民健康保険税				
			介護納付金 滞納繰越分					

平成20年度 不納欠損額の内容と理由に関する調べ

担当課: 上下水道課

(単位:円)

款	項	目	節	不納欠損額	名称	内容	理由
2	1	1	2	2,518,656	下水道使用料(滞納繰越分)	平成15年度 滞納件数684件	転居先不明等により、収納が困難であるため、地方自治法第236条第1項の規定により不納欠損処分したものである。

平成20年度 不納欠損額の内容と理由に関する調べ

担当課: 介護福祉課(介護保険特別会計)

(単位:円)

款	項	目	節	不納欠損額	名称	内容		理由
1	1	1	3	4,436,264	普通徴収保険料(滞納繰越分)	(2年時効) 156件 4,317,494円	(3年消滅) 6件 118,770円	督促、催告、臨戸徴収等を実施し、再三にわたり納入指導を行ったものであるが、介護保険法第200条第1項に規定される2年間の時効による徴収権の消滅に該当するもの及び準用する地方税法第15条の7に規定される納入義務の3年消滅に該当するものを不納欠損処理したもの。